

# 高病原性鳥インフルエンザ対策に係る緊急要望項目

## 1. 発生原因及び感染経路の早期解明

日本各地での高病原性鳥インフルエンザの発生に鑑み、その原因と感染経路の速やかな解明による抜本的な対策を早期に実施すること。

## 2. 発生養鶏農家への支援

高病原性鳥インフルエンザの発生により損害を受けた養鶏農家に対し、家畜伝染病予防法に基づく「手当金」を早期に交付すること。

## 3. 防疫資材等の確保

- ・ 防護服等の資材については全国的に不足しており、本県でも備蓄が不足する事態に陥ることも考えられることから、防護資材を国が一括して確保し、配分するとともに、日頃より国においても不足が生じないよう資材の備蓄を充実すること。
- ・ 必要量の消石灰や簡易検査キット等を確保できるよう、必要な都度、メーカーに増産要請すること。

## 4. 飼養衛生向上への財政支援

- ・ 都道府県が実施する消石灰消毒などの防疫措置に要する経費に対して、国による財政支援を充実すること。
- ・ 農場内のウイルス侵入防止に向けた野生小動物駆除や防鳥ネットの整備、さらには施設の改修・改築など、農家が行う飼養衛生を高めるためのソフト、ハードの取組みへの財政支援を充実すること。

## 5. 獣医師・養鶏専門家の派遣支援

農場の飼養衛生向上に係る確認・助言に向け、農家の要請に応じた獣医師や養鶏専門家の派遣とその経費に対する支援を充実すること。